

静岡県告示第71号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年6月11日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	362号	榛原郡川根本町下長尾字原山 1538番の18地内	前	10.9~17.9	32.0
	473号		後	13.1~22.3	32.0

=====

静岡県告示第72号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年6月11日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	吉田大東線	牧之原市勝間字四反田647番の2から 牧之原市勝間字四反田656番の2地先まで	前	8.1~12.8	155.7
			後	11.8~14.3	155.7

=====

静岡県告示第73号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示

する。

その関係図面は、令和元年6月11日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	榛原金谷線	牧之原市勝間字四反田656番の1地先から	前	11.6	13.0
		牧之原市勝間字四反田656番の2地先まで	後	11.6	13.0

=====

#### 静岡県告示第74号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年6月11日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	蔵田島田線	藤枝市瀬戸ノ谷字天王後10233番の1から	前	7.5~12.5	27.0
		藤枝市瀬戸ノ谷字天王後10234番の2地先まで	後	7.5~17.0	27.0